

令和5年3月15日（水曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第6日目）

令和5年第1回松島町議会定例会会議録（第6号）

出席議員（14名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	杉原崇君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	佐藤進君
企画調整課長	佐々木敏正君
町民福祉課長	安土哲君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	岩渕茂樹君
水道事業所長	赤間隆之君
危機管理監	蜂谷文也君
総務課総務管理班長	相澤光治君
教育長	内海俊行君
教育次長兼教育課長	千葉忠弘君
選挙管理委員会事務局長	中條宣之君
監査委員	丹野和男君

午後1時00分 開 議

○議長（色川晴夫君） 皆さんお疲れさまでございます。

ただいま出席議員が13名であります。定足数に達しておりますので、これより、令和5年第1回松島町議会定例会を再開します。

傍聴の申出がございますので、お知らせします。-----ほか1名でございます。それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、11番小澤陽子議員、12番片山正弘議員を指名します。

日程第2 議案第18号から日程第10 議案第26号

○議長（色川晴夫君） 日程第2、議案第18号から日程第10、議案第26号までは、令和5年度予算審査特別委員会に付託し、既に審議が終了しております。

なお、令和5年度予算審査特別委員会審査報告書が提出されておりますので、お手元に配付しております。

委員長の審査報告を求めます。阿部特別委員長は登壇の上、報告願います。

〔予算審査特別委員会委員長 阿部幸夫君 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（阿部幸夫君） それでは、令和5年度予算審査特別委員会の審査結果について、ご報告させていただきます。

審査の方法は、特別委員会並びに分科会方式により行いました。

第1分科会は総務経済常任委員会所管事項に係るもの、第2分科会は教育民生常任委員会所管事項に係る予算の審査を行い、昨日、全員による特別委員会を開会し、採決を行ったところでございます。

なお、説明のため、各課長・班長等及び所管課の担当職員の皆さんに出席を求めました。ありがとうございました。

審査の結果について、ご報告申し上げます。

議案第18号令和5年度松島町一般会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決せられました。

議案第19号令和5年度松島町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決せられました。

議案第20号令和5年度松島町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決せられました。

議案第21号令和5年度松島町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決せられました。

議案第22号令和5年度松島町介護サービス事業特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決せられました。

議案第23号令和5年度松島町観瀾亭等特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決せられました。

議案第24号令和5年度松島町松島区外区有財産特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決せられました。

議案第25号令和5年度松島町水道事業会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決せられました。

議案第26号令和5年度松島町下水道事業会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決せられました。

以上で報告を終わります。

○議長（色川晴夫君） 阿部委員長、大変ご苦労さまでございました。

質疑につきましては、特別委員会において十分なされたものと思いますので、これより直ちに討論、採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

これより、各議案について討論、採決に入ります。

議案第18号令和5年度松島町一般会計予算につきまして討論に入ります。討論参加ございますか。

原案に反対者の発言を許します。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 10番今野でございます。

議案第18号令和5年度松島町一般会計予算案について、反対の立場から討論を行いたと思います。

さて、昨年2月のロシアによるウクライナ侵略から1年を経過し、戦争はますます長期化の様相を呈しております。この侵略戦争は、食料や資源、エネルギーなど、世界経済に大きな

影響を及ぼすとともに、我が国では、こうしたウクライナ情勢を利用して、軍事費を5年後までに、GDP比2%へと倍加する大軍拡が進められようとしております。

一方で、令和4年の出生数は、初めて80万人を割り込んだと報道されるなど、人口減少と高齢化に歯止めがかからず、子育て支援も、何らの具体策もなく、掛け声に終わりそうであります。

限られた予算の中で、大軍拡が進めば、社会保障としての暮らしや福祉、医療、教育への予算が削減をされることは、歴史的にも明らかであり、私たちには、戦争を準備をするのではなく、平和を準備することこそが求められているのではないかと思います。

東日本大震災から12年、東京電力福島原発の事故処理は、今も、今後も続いていきますが、政府は、ウクライナ侵略によるエネルギーの高騰やCO₂排出抑制を盾に、再生可能エネルギーの準備をするのではなく、原発の再稼働をはじめ、原子炉運転の長期化、新增設にまで踏み出そうとしております。この4月からは、原発の処理水、いわゆる汚染水を海洋に放出するとしており、本町においても、その影響は終わりが見えませんし、長期にわたる風評被害などを懸念せざるを得ません。

私たちの前には、多くの課題があり、町民生活と密接に絡み合っている中、町長はじめ職員の方々が、令和5年度予算をつくっていただきましたことに対しては敬意を表するとともに、今後とも、町民の命や財産、権利の擁護者として働いていただくことを念願し、令和5年度の町政運営に当たっての意見を申し上げ、反対の討論としたいと思っております。

初めに、今議会で個人情報保護条例が廃止され、個人情報の保護に関する法律施行条例が制定をされた問題であります。今回の法律施行条例は、国の個人情報保護法に従って、地方自治体、行政が持つ個人情報を保護することから、活用する方向へ大転換をするものであります。それは、全国共通のルールで、匿名加工情報とオンライン結合によって、非個人情報となった個人情報を本人の同意もなく、第三者への提供を可能にするものであります。このような情報の取扱いは、プライバシーを侵害する恐れがありますし、情報の漏えいも多発する中、対策が不十分と言わざるを得ません。今後推進される自治体デジタルトランスフォーメーションとも深く関わるものであり、デジタル技術を否定するものではありませんが、その危険性を十分に認識すべきであります。

2点目は、個人情報保護とも深い関わりがあるマイナンバーの問題であります。マイナンバーカードを作る、作らないは本人の自由意思であり、カードの利用範囲も、社会保障と税、災害対策の分野に限定をされているにもかかわらず、預金口座とのひもづけや、健康保険証としての利用など、マイナポイントを付与するなどで、カード普及が強引に進められている

ことには納得できません。また、国はマイナンバーカードの交付率で交付税に差をつけ、自治体間の競争をあおっており、交付税制度の趣旨をゆがめるこのようなやり方には反対であります。

3点目、食品や電気料金、燃料や肥料、飼料など、物価高騰の中で、町民の暮らし、生産者も消費者も大変なときに、町は、公共施設の使用料等の適切な見直しを行うとしており、住民負担を求めようとしていることには反対であり、こうした時期こそ、国の対策待ちにならず、町民生活応援の予算を組むべきであります。

4点目、今年10月からインボイスが始まります。昨年6月と12月の定例議会一般質問で、中小規模の事業者や個人事業主などが、インボイスの実施によって廃業に追い込まれる可能性もあると、その中止を国に求めるよう、町長に質問をしまいましたが、その考えがないこと、また、個人事業主を多く抱え、高齢者の生きがいを支えるシルバー人材センターの支援として、補助金等の増額を求めてまいりましたが、予算は前年度と同額のままであります。

5点目は、CO₂排出抑制、地球温暖化対策であります。温暖化対策は人類共通の課題であり、国も地方も温暖化対策を着実に推進することが求められております。しかし、本町では、温暖化対策に向けた実行計画の策定がされておられません。実行計画の中の区域施策編は、町レベルでは努力義務ではありますが、事務事業編は、現状未策定の状況であり、早急に策定すべきと考えるものであります。

6点目、高齢者福祉についてであります。本町の高齢化率は、令和3年度末で39.6%、5,339人、うち後期高齢者は2,933人、80歳以上の方は1,954人となっています。また、在宅の高齢者の独り暮らしは938人です。ふだん元気でも、高齢になればなるほど、独り暮らしや高齢者のみの世帯での生活に大きな不安を抱いている高齢者もおります。ひとりぐらし緊急通報システムの増設などをはじめ、ごみ捨てや買物、掃除、移動手段など、介護保険では見ることのできない、日常生活の支援や見守りの仕組みが必要になっていると考えるものであります。

7点目は、学校給食の無償化についてであります。今全国の多くの自治体で急速に学校給食の無償化が拡大してきています。18歳までの子供の医療費の無料化が進んだように、今後県内でも拡大をしていくのではないのでしょうか。学校給食は教育の一環として位置づけられており、本町においても、無償化に踏み出すべきであります。財政が厳しいということであれば、まず、義務教育最後の中学3年生から始めることもできたのではないのでしょうか。また、自治体間の競争にすべきでないというのであれば、少子化対策や子育て支援策として、子ども医療費も学校給食も無償化を国の制度として確立するよう、国に強く、強く働きかけ、そ

の実現を求めていただきたいと思います。

8点目、水害対策であります。最近では、2019年10月12日台風19号や昨年7月の豪雨などにより、多くの町民の財産が失われています。吉田川においては、国土強靱化5か年計画として、河川の樹木や堆積土砂の除去事業が進められ、新年度には、県事業として、田中川や新川の河道掘削の実施が予定をされているということでもあります。一方、水害の常襲地域である高城駅周辺や間坂、小梨屋周辺、初原や反町といった地域での対策が、町の予算案には具体的な予算として見えてきていません。このままでは、三たび町民の財産が失われてしまいます。1日も早い水害対策の実施が求められているところであります。

9点目は、町有財産の管理についてであります。町有地の管理についてであります。未活用の町有地の活用については、予算特別委員会の報告にもありますが、町有地の多くが、のり面のような場所が多く、財務課で草刈りをしているのは、平地の町有地3か所ということでありました。昨年は7月の豪雨で町有地が崩壊した場所もあり、のり面といえども町有地であれば町がしっかり管理をしていく必要があります。とりわけ住宅密集地、市街化区域では、やぶ蚊の発生など、生活環境の悪化も考えられることから、草刈りをはじめとした町有地の管理については、万全を期すべきであります。

最後に、後継者不足が深刻な農業や漁業など一次産業への長期的な展望に立った支援を強化することが必要と考えるものでありますが、新年度予算は本当にこれで一次産業の振興ができるのかという、その程度の予算だと思います。ウクライナ侵略が始まって1年、資源や原料、原材料の高騰が続く中、堆肥や飼料、燃油などの高騰や品薄状態が続いており、稲作や畑作、畜産でも、また漁業においても、その経営は厳しさを増していくと考えるもので、一次産業を応援する予算が組まれてしかるべきだったのではないかと考えます。

また、ウクライナ侵略で世界の食料危機があらわになり、地球の温暖化が進行するもとの、我が国の食料自給率はカロリーベースで39%程度と言われており、食料自給率を高めていく上でも、農家所得の保障や生産費を償える施策を講じること、経営規模にかかわらず、誰もが担い手という考え方に立って、一次産業の振興策や支援策を考えるべきであるということをお願いしまして、令和5年度一般会計予算に対する反対討論といたします。

終わります。

○議長（色川晴夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 3番櫻井 靖でございます。

議案第18号令和5年度松島町一般会計予算について、賛成の立場から討論に参加いたします。
ロシアがウクライナに進行し、1年が過ぎました。その終息はいまだ見通すことができませ

ん。世界情勢が不安の中、原油や穀物の値段が高騰し、様々なものの値上げラッシュに歯止めがかからず、その影響は、この3年間新型コロナウイルス感染拡大により疲弊した人々の家計を直撃しております。そういった状況下の中、町長を先頭に、活気あるまち松島の実施実現に向けて、気概と責任を持って沸き上がる諸問題に取り組んでいかれるという意気込みについて、大変期待しているものでございます。

さて、令和5年度一般会計予算は、前年度比5.6%増の64億9,800万円であり、細部にわたりバランスの取れた予算となっております。

予算の中身を見ますと、まず、昨年市街化調整地域に編入した初原地区の一部で、松島イノベーションヒルズの実施に向け、新たな産業拠点づくりを進め、地域産業の活性化に努めていただけること、そして企業版ふるさと納税制度を積極的に活用するよう、町長を中心にトップセールスで企業に働きかけを行うということで、新たな財政確保につなげていただけるということは、大いに期待しているところでございます。

また、本町は、過疎地域の指定を受けましたが、それを逆手にとり、様々な支援を取り入れ、本町の活性化と若者の定住、住みよいまちづくりにつなげ、少子高齢化と人口減少に歯止めをかけ、町民一人一人が生き生きと活動する活力あるまちを目指していただけることを信じております。

防災につきましては、昨年、最大1時間降水量が100ミリメートルを超える大雨がありました。その際、一部の町民に対して、災害情報が行き渡らなかったように思えます。しかし、より多くの町民に、危険を知らせる手だてとして、令和5年度から採用されるテレビ回覧板を活用することにより、住民が安心して住める環境にまた一步近づくことと大変期待しております。

行政サービスの充実につきましては、令和5年度も引き続き、タウンミーティングを開催することで、町長自ら多くの町民の声を直接聞く時間を持ち、その声をまちづくりに生かしていくというアナログな手法と、さらなるサービス向上と業務の効率化をするために、デジタル技術の効果的な活用を行い、町民にとって便利で優しいハイブリッドな行政サービスを目指すことは、大いに共感をいたします。

新型コロナウイルスの世界的感染拡大がもたらした影響はいまだ残っておりますが、ウィズコロナ、アフターコロナといった新しいステージを迎え、十分な感染対策をとりながら、コロナ禍以前の日常を取り戻すという機運が高まっており、今後、町が主催、後援、協力する様々なイベントが開催されることで、まちのにぎわいが戻ることを考えます。

また、保健福祉センターを大規模改修することで、多くの町民が、これからも心から安らげ

る場を提供してもらい、老若男女、笑い笑顔あふれるまちづくりを目指していただけると信じております。

大きな変化はないかもしれませんが、限りある予算の中、一步一步着実に目標に向けて歩みを止めず進んでいることが、この予算からは読み取れるのではないのでしょうか。令和10年町制施行100周年の節目の年には、大きな成果として、今計画されている施策が大きな実を結ぶことを期待し、賛成の討論といたします。

○議長（色川晴夫君） 他に討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立多数です。よって、議案第18号令和5年度松島町一般会計予算につきましては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号令和5年度松島町国民健康保険特別会計予算について討論に入ります。討論参加ございますか。

原案に反対の方の発言を許します。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 今野でございます。

議案第19号令和5年度松島町国民健康保険特別会計予算案に反対の立場から討論を行います。

現在の国民健康保険制度がスタートした時点では、国民健康保険加入者は、農業や商店などの自営業者、また零細企業の従業員、無職者、低所得者などが中心だったために、保険料だけで制度運営をすることが難しく、国民健康保険財政の運営の多くの部分を国庫負担で賄うことを条件として、制度設計がされてきたという歴史的な経緯がありました。

しかし国は、40年ほど前に、国民健康保険への定率国庫負担の削減をしたことを皮切りに、国庫負担の抑制と削減をこれまで繰り返し続けてきました。同時に、国民健康保険加入者の構成比率に占める無職者などの割合が高くなってきたことや、高齢化の進展に伴う医療費の増嵩など、これらが背景となって、国民健康保険税は高騰し、加入者の担税能力を超えた重い税負担が求められるようになってまいりました。

本町では、この間、こうした事情もあり、財政調整基金の一部を取り崩し、保険税率の見直しや子供の均等割をなくすなどの対策も講じられてきておりますが、それでも、他の健康保

険と比較して、加入者には重い負担となっているのが現状であります。今後一層の保険税率の見直しによって、保険税の負担を軽減するとともに、国民健康保険や協会けんぽ、また組合健保などの医療保険間の不公平の是正と、国庫負担の増額を国に強く求めていくべきであります。

また現在、現行の健康保険証を廃止して、2024年の秋から、マイナンバーカードに一本化する法案が国会に提案をされておりますが、本来、マイナンバーカードを作る作らないは自由のはずであります。この法案が成立すれば、マイナンバーカードの所持を事実上強制されることになるもので、強制的なやり方には反対であります。さらに、保険料を真面目に支払っていても、カードで受診するか、保険証で受診するかで、医療費の窓口負担が違うことも、医療を必要としている者に対する差別であり、許されるべきではないと考えます。

以上申し上げ、反対の討論といたします。

○議長（色川晴夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番阿部幸夫議員。

○9番（阿部幸夫君） 9番阿部幸夫です。

議案第19号令和5年度松島町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場から討論に参加いたします。

本格的な少子高齢化や生産年齢人口の減少が進む中で、国民健康保険制度を取り巻く環境はさらに厳しさを増しており、また本町においての加入者割合の多い高齢者や低所得者、国保加入者の減少傾向から、国保の財政基盤が弱いのが現状であると思っておりますが、また、県との連携を強めながら、資格管理や保険給付、被保険者への保健事業など、地域におけるきめ細かな事業が推進していくことが大切でございます。

今回提案されました国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額は、18億9,253万2,000円、前年度と比較して2,692万5,000円減の、率にしてマイナス1.4%となっているものの、国県との連携のもとで進める全ての世代が安心感と納得感の得られる社会保険制度の確立に向けて、低所得者への軽減措置と医療費適性化に向けた保険者努力支援の制度の活用のほか、出産一時金支給額の拡充など、被保険者の生活実態に寄り添い、適切に予算を見積もった内容となっているところでございます。

さらに、町長の肝煎りとする子育て家庭の医療費の拡充制度を、昨年度に引き続き継続するほか、データヘルス計画策定においては、松島町民の受診傾向の地域性を生かした保健事業を充実させ、町民の健康の確保に努めるとともに、改めて国保税の収納率向上や、特定健康診断等の受診率の引上げを望み、賛成の討論といたします。

○議長（色川晴夫君） 他に討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立多数です。よって、議案第19号令和5年度松島町国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号令和5年度松島町後期高齢者医療特別会計予算について討論に入ります。討論参加ございませんか。

原案に反対者の発言を許します。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 今野でございます。

議案第20号令和5年度松島町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対の立場から討論を行います。

この会計では、昨年10月から、単身で200万円以上や夫婦世帯の年収320万円以上の方について、医療費の窓口負担を2割負担といたしました。国はこうした負担増によって、医療にかかりにくい状況が生まれること、受診抑制が生まれることを想定しており、まさに、高齢者いじめの制度改悪だったと言わなければなりません。

高齢になれば、病気になるのは当たり前で、大概複数の病気を抱えているのが現状であります。そのため、医療費も多くかかることとなります。ウクライナ侵略に起因する食料やエネルギーなど諸物価が高騰するもとの、僅かな年金が毎年減らされ、生きることや、生活への不安は増大するばかりであります。

本来、高齢になったら、医療費をはじめとする負担を軽くするという考え方が必要ではないでしょうか。ところが、この制度では逆に、75歳を過ぎると、医療を別枠にして、負担が重くなる仕組みで、74歳までは子供などの扶養になっていた人でも、75歳から新たに保険料を払わなければならない仕組みとなっています。

こうした高齢者の生活実態を無視した、また、能力を超えた負担を求めようとする仕組みは直ちに廃止をし、国の責任で安心して、高齢者が医療にかかれ、生活できるような制度設計、元の老人保健制度に戻すことを求めて、反対の討論といたします。

○議長（色川晴夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 4番櫻井貞子です。

議案第20号令和5年度松島町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から討論に参加いたします。

令和5年度の後期高齢者医療特別会計の歳入歳出の予算では、2億3,634万2,000円、前年度と比較して、金額で335万8,000円、率にして1.4%の伸び率となりました。

後期高齢者医療制度は、財源は、5割を国や自治体からの公費、4割を現役世代からの支援金、1割を後期高齢者の保険料で賄っており、国では、給付は高齢者、負担は現役世代が中心という従来の社会保障の構造から、一部の方の患者窓口負担割合を2割に引き上げるなど、見直しがされました。全世代からの負担を抑え、安定的な持続可能な医療保険制度の運営、確保のため、やむを得ないものと理解いたします。

本町においても、物価や電気料の高騰など、大変厳しい生活を余儀なくされている後期高齢者にとって、今後も厳しい状況が続くものと思われまます。町には、負担と給付の見直しについて、高齢者の生活実態を適時に踏まえ、現役世代と高齢者に溝が生まれないように、また、年金をやりくりしながら受診せざるを得ない被保険者の生活が急変することのないよう、制度を運営する宮城県後期高齢者医療広域連合や宮城県に要望をお願いしたい。

後期高齢者の方々が、時代の変化を受けながらも、この町で安心して医療を受け続けられるよう、広域連合と連携しながら、病気や介護の予防につながる施策の充実を図り、円滑な運営をお願いして、賛成の討論といたします。

○議長（色川晴夫君） 他に討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立多数です。よって、議案第20号令和5年度松島町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号令和5年度松島町介護保険特別会計予算について討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第21号令和5年度松島町介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号令和5年度松島町介護サービス事業特別会計予算について討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第22号令和5年度松島町介護サービス事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号令和5年度松島町観瀾亭等特別会計予算について討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第23号令和5年度松島町観瀾亭等特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号令和5年度松島町松島区外区有財産特別会計予算について討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第24号令和5年度松島町松島区外区有財産特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号令和5年度松島町水道事業会計予算について討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第25号令和5年度松島町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号令和5年度松島町下水道事業会計予算について討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第26号令和5年度松島町下水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 令和5年度松島町一般会計及び特別会計並びに企業会計の予算につきまして、長時間にわたりご審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、今定例会において提案いたしました議案等において、2件の修正がございました。今後、このようなことがないように、再発防止に向け事務改善を図ってまいりたいと考えております。

予算審査につきましては本当にありがとうございました。

以上であります。

日程第 1 1 委員会の閉会中の継続審査・調査について

○議長（色川晴夫君） 日程第11、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、閉会中の継続審査及び調査の申出がありました。件名一覧はお手元に配付しております。審査及び調査件名を事務局長より朗読させます。櫻井局長。

○議会事務局長（櫻井和也君） それでは朗読いたします。

委員会の閉会中の継続審査・調査申出一覧表。令和5年第1回松島町議会定例会。

委員会名、継続審査等の内容、審査等の期限の順に申し上げます。

総務経済常任委員会。請願第1号、消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書提出について。令和5年6月定例会。

広報広聴常任委員会。議会広報紙の編集、発行及び配布。議会における情報通信技術の活用。議会報告会及び一般会議の開催に必要な企画及び調整。広報及び広聴の活動により明らかになった政策課題の整理。令和5年6月定例会。

議会運営委員会。次回の議会開会に伴う議会運営についての審査。議長の諮問事項及び議会活性化に伴う調査研究。令和5年6月定例会。

以上です。

○議長（色川晴夫君） お諮りします。各委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することに決定いたしました。

本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

令和5年第1回松島町議会定例会を閉会いたします。

皆様、執行部の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

午後1時48分 閉 会